伊 建 第　110　号
令和 8 年 11 月 24 日

内閣官房
国土交通省　　御中
防 衛 省

面縄港港湾管理者　伊仙町

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について（回答）

令和 8 年 11 月 12 日付けで依頼があった，総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について，本町が管理する面縄港における「円滑な利用に関する枠組み」を確認しました。

なお，面縄港は，本町において，町民の生活を支える重要なインフラであることから，下記のとおり要請します。

記

・ あくまでも民生利用が主であるという本取組の趣旨を遵守すること
・ 本取組を進めるに当たっては，地域に不安や懸念が生じることがないよう，引き続き，丁寧な説明及び情報提供を行うこと
・ 今回の取組により，民生利用及び災害時の迅速な対応に資する必要なインフラ整備を着実に進めるとともに，地方負担の増とならないこと
・ 自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等の際の安全確保に万全を期すこと

万が一，事件・事故等が発生した場合には，速やかな情報提供を行うとともに，原因を究明の上，再発防止に努めるなど，必要な対応等を行うこと